

発行
長野市旭町1098
長野県教職員組合



号外
2017-6
2017年
4月1日

特集
「勤務時間の割振り」

「勤務時間の割振り」 県内全市町村立学校で試行へ！

2017年
4月～

～制度を有効に活用して超勤縮減につなげよう～

〇〇立(市町村立学校組合立)小・中・義務教育・特別支援学校における
教育職員の勤務時間の割振り実施要領(案)

第1 趣旨

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年3月29日条例第9号)第2条第8項の規定に基づき、〇〇立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校における教育職員の勤務時間の割振り(以下「勤務時間の割振り」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 対象職員

「長野県学校職員の給与に関する条例」(昭和29年3月12日条例第2号)第2条第1項第5号に規定する教育職員である者を対象とする。

第3 対象業務

あらかじめ学校として計画をしている業務で、学校の管理下において実施される以下の業務とする。

- 1 修学旅行等 泊を伴うものに限る。
- 2 校外指導 原則として、学年単位又は分掌上の係(又は委員会)単位以上の教育職員が従事する指導業務(校外指導と並行して行う校内での指導も含む。)
- 3 平日補習 校長の承認を得た平日(月曜日～金曜日)に行われる補習
なお、対象児童・生徒の人数に制限はない。
- 4 週休日の活動 学年単位において、週休日に実施する公開授業等
- 5 上記1から4までに掲げるもののほか、校長が特に必要と認める業務

第4 勤務時間の割振り単位

勤務時間を割振る場合の単位は1時間とする。

ただし、前記第3の2及び3の業務において、1時間に満たないものについては、30分とすることができるものであること。

また前記第3の1については、1泊につき4時間を単位として割振りを行うものであること。

第5 勤務時間の割振り方法

学校長は、所属職員に対し、対象業務について割振りを行う必要がある場合、4週間前までにその日時を特定し、当該業務を行う日の属する週を含む4週間の期間を定めて、次の要件が満たすように勤務時間を割振ること。

- 1 勤務時間が割り振られた日が引き続き12日を超えないようにすること。
- 2 1日の勤務時間は、3時間45分以上16時間以内とすること。
- 3 午後10時から翌日午前5時までは割振り対象としないこと。
- 4 1日の勤務時間が6時間以上の場合45分、8時間以上に及ぶ場合は1時間以上の休憩を勤務時間の途中に設けること。
- 5 学校運営上、支障がないよう十分留意すること。
- 6 勤務日における勤務時間は連続する時間となるよう割振ること。

第6 勤務時間の割振り簿

- 1 学校長は、勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ勤務時間の割振り簿(別紙様式)(以下「割振り簿」という。)に所要事項を記載し、速やかに職員の確認を得ること。
- 2 割振り簿は、5年間保存するものであること。

教職員の超勤縮減にむけて、あらたな制度「勤務時間の割振り」が始まります。「勤務時間の割振り」とは、超過勤務となってしまう業務の時間分を、他日の勤務時間を減らすことによって解消しようとするものです。

この間県教委は、4月当初からの試行をめざして制度設計をしてきました。全体的には4月から6月まで試行を行い、7月から本格実施する計画です。

実施主体は市町村教委になります

市町村立学校教職員の服務監督権は地教委にあります。したがって「勤務時間の割振り」の指示は地教委から発出されます。

「対象業務」について勤務時間を割り振ります

左の要領に対して別紙「実施要領の運用について」の中で以下のように具体的に説明があります。

実施要領の運用について(要約)

- 2 第3関係(対象業務)
 - (1)「修学旅行等」…登山、キャンプ、修学旅行等
 - (2)「校外指導」…登校指導、下校指導、地区懇談会、校内就学支援委員会、市町村就学支援委員会、児童生徒作品展等引率・準備、社会見学・職場体験学習・遠足などの引率・準備・下見、夏祭り時等の巡回生徒指導、教科研究会等
 - (3)「平日補習」…不登校や体調不良の児童生徒のための補習等
 - (4)「週休日の活動」…運動会、文化祭、土曜参観、日曜参観、学校行事等、4時間未満の活動。
 - (5)「校長が特に必要と認める業務」…当分の間、以下の業務等
 - ア 保護者(三者)面談(これに代わって実施する家庭訪問を含む)
 - イ 校長が勤務を命じたPTA活動
 - ウ 学校又は学年を単位として実施する保護者説明会(部活動説明会、修学旅行説明会…)
 - エ 学校の年間計画等で位置づけられた学校の職員・生徒以外の者を対象とした説明会・会議等、市町村教育委員会が主催し地域で行われる住民対象の学校に係る説明会、信州型コミュニティスクールに係る地域との連絡会、県立高等学校再編に伴う地域説明会等
 - オ 設置者である市町村若しくは市町村教育委員会が主催あるいは共催している文化的行事あるいは体育的行事への引率

労使協議会で引き続き改善を求めています

今回の「勤務時間の割振り」の導入によって、これまで各学校で工夫・配慮されてきたことが後退してしまうことは、本制度の趣旨に反すると県教委と確認しています。今まで配慮されてきた事項について制限するものではありません。

対象業務については、(5)「校長が特に必要と認める業務」に「当分の間」とあるように、今後拡大していく可能性が含まれています。また「以下の業務等」とあるように、学校長が対象業務と判断すれば対象業務になり得ます。

県教組では、「4週間前の特定と割振り」についての柔軟な運用、対象業務の拡大等、試行段階での課題を明らかにしながら労使協議会を通じて引き続き改善を求めています。



「4週間前」はあくまで原則です

県教委は4月からの試行に伴い、4月分の「割振り」は運用上可能とすることを校長会で周知しています。

裏面：運用のポイントはこちらだ！→

「勤務時間の割振り」運用のポイントはここだ!

□ 超過する勤務時間分を、別の勤務日に削減します

登下校指導や地区懇談会、不登校の子どもの補習、保護者面談、市町村教委主催の行事引率など、超過する勤務時間分を、別の勤務日に削減します。ただし、あらかじめ学校で計画（原則として4週間前までに）をしている業務が対象です。

□ 「割振り簿」に必要事項を記入（下記参照）し、校長決裁が済めば手続きOKです

この制度を使う際は、個人ごとに用意される「勤務時間の割振り簿」に「割振り元の日時・業務内容、割振り先の日時」を記入して、校長が決裁します。

□ 割振り先を別の日時に変更できます

一度決めた割振り先を別の日時に変更できます。その際は、「割振り簿」の当該欄へ取り消し線を引き、改めて他の欄に記入し直します。そして校長が決裁します。

□ 緊急な業務や会議には、「他日適切な配慮」（「賃金・権利ハンドブック」P.50~51参照）等で対応します

職員の延長や緊急の生徒指導業務等は限定4項目（「賃金・権利ハンドブック」P.17参照）に該当する内容であり、事前に計画されるものではありませんので、「勤務時間の割振り」の対象にはなりません。こうした場合は、学校長が該当教職員に対して「他日適切な配慮」をすることになります。たとえば、緊急に行う「支援会議」は4週間前には特定しにくいので「他日適切な配慮」で対応しますが、あらかじめ計画できるものについては「割振り」で対応が可能です。

□ 泊を伴う行事後の対応が改善します

修学旅行、臨海学習、登山、キャンプなどの泊を伴う行事について、1泊の行事では4時間（残りの部分については「他日適切な配慮」（いわゆる3対応）で対応）、2泊の行事では1日の「割振り」がされます。

「割振り簿」への記入は以下の通りです！（県教委が示した例を元に作成）

【修学旅行（2泊3日）の場合】※1泊2日の場合は、「割振り元」の増が4時間、「割振り先」の減が-4時間で、残りの部分は従来通り「他日適切な配慮」（いわゆる3対応）で対応

決裁印		勤務時間の割振り元				勤務時間の割振り先			
校長	教頭	月日 曜日	勤務時間	増	業務番号と業務内容	月日 曜日	勤務時間	減	
		4月11日(火)	: から : まで	1日	1 修学旅行1日目	4月14日(金)	: から : まで	-1日	
		4月12日(水)	: から : まで	/	1 修学旅行2日目	月 日()	: から : まで		
		4月13日(木)	: から : まで	/	1 修学旅行3日目	月 日()	: から : まで		
		月 日()	: から : まで			月 日()	: から : まで		

【校外指導その他の場合】

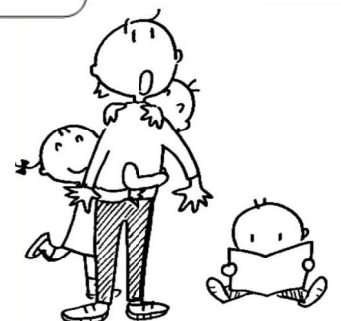
決裁印		勤務時間の割振り元				勤務時間の割振り先			
校長	教頭	月日 曜日	勤務時間	増	業務番号と業務内容	月日 曜日	勤務時間	減	
		4月6日(木)	7:15から8:15まで	1時間	2 朝の交通安全指導	4月11日(火)	15:45から16:45まで	-1時間	
		4月18日(火)	16:45から17:45まで	1時間	5 保護者面談	4月28日(金)	8:15から9:15まで	-1時間	
		4月25日(火)	16:45から17:45まで	1時間	3 不登校生徒の補習	5月2日(火)	15:45から16:45まで	-1時間	

業務番号と業務内容

- 1 修学旅行等
- 2 校外指導
- 3 平日補習
- 4 週休日の活動
- 5 上記1から4までに掲げるもののほか、校長が特に必要と認める業務

県教組はこの間、「勤務時間の割振り」に関する県教委からの提案に対して、さまざまな意見を述べながら改善を進めてきました。私たちはこの制度を超勤縮減の方策の1つにしたいと考えています。

一方で、教職員の超勤縮減のためには、業務の削減や教職員増が不可欠です。こうした点での改善も引き続き求めていきます。



号外の内容については県教委義務教育課と確認しています